

# 札幌市病院局工事費等内訳書取扱要領

平成20年4月11日 管理者決裁

平成21年3月31日 一部改正

## (趣旨)

第1条 この要領は、入札における不正行為の排除及び入札参加者の積算技術の向上を図るため、札幌市病院局競争入札参加者心得（平成18年4月1日経営管理室長決裁）に定めるもののほか、入札時に提出を求める工事費等内訳書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 札幌市病院局工事施行規程（平成18年病院局規程第34号）第2条第3号に定める工事等をいう。
- (2) 工事費等内訳書 入札金額に対応した入札金額の積算内訳書をいう。
- (3) 工事費等内訳書の合計金額 工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。
- (4) 札幌市病院局契約規程等 札幌市病院局契約規程（平成18年病院局規程第32号）及び札幌市病院局競争入札参加者心得をいう。

## (告示等)

第3条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、入札時に工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるにあたって、札幌市病院局工事等一般競争入札施行要綱（平成18年4月1日管理者決裁）第4条及び札幌市病院局契約規程第17条に規定する事項の告示等において、第6条に定めるとおり、落札者とするための入札参加条件とすることをあらかじめ明示するものとする。

## (内訳書の記載方法)

第4条 内訳書は、別記様式により記載するものとする。

## (内訳書の提出)

第5条 管理者は、第2条第1号に定める工事等のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付すものについて、第1回の入札の際に、入札に参加しようとする者に内訳書を提出させるものとする。

2 前項において提出された内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## (落札等の条件)

第6条 前条第1項により提出された内訳書のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最

低の価格で入札した者（札幌市病院局最低制限価格運用要領（平成18年4月1日管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市病院局低入札価格調査要領（平成18年4月1日管理者決裁）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること
- (2) 内訳書の合計金額と第1回の入札書の記載金額が一致すること
- (3) その他内訳書の内容に疑義がないこと

2 前項各号に定める条件のすべてを満たさない場合は、当該入札の落札者としなないものとする。

#### （委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年5月1日以後に告示又は指名通知される工事等から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日以後に告示又は指名通知される工事等から適用する。